

## <保険の概要>

当社は、ゲスト・ホストの皆様の弊社サービス利用中の事故に備え、各種賠償責任保険を付保しており、万一の場合には、下記の補償を受けることが可能です。なお、下記金額を超える事故につきましては、利用者負担となりますので、ご注意ください。

ゲストの賠償責任の補償	支払限度額	1 事故につき 1 億円
ホストの賠償責任の補償	支払限度額	身体障害・財物損壊共通 1 事故につき 1 億円

## <万一、事故が起こった場合>

1. 万一、事故が起こった場合には、事故受付センターまでご連絡ください。

24 時間 365 日：事故受付サービス

「三井住友海上 事故受付センター」 0120-258-189（無料）

※お客さま対応品質向上のため、通話内容を録音させていただいております。

※日本語が話せないお客さまの場合、第三者（通訳）を介した三者間通話にて事故受付を行います。

なお、英語以外の言語（中国語、韓国語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、ロシア語）での三者間通話による事故受付の対応時間は 9 時 00 分～22 時 00 分に限られます。

事故受付センターへご連絡の際は、必ず下記の項目をオペレーターにお伝えください。

### （1）ゲスト

①「駐車場」の利用者：Carstay の利用者であること、車両ナンバー

②「観光体験」の利用者：Carstay の利用者であること、氏名

### （2）ホスト

Carstay の利用者であること、氏名（会社名）、ステーション名、ステーション住所

※利用者情報や事故情報（事故日時、事故状況など）について確認させていただきます。

2. 事故受付以降の対応について

事故受付以降の対応に関しましては、三井住友海上の保険金お支払センターにて行います。

なお、保険金お支払センターの営業時間は平日 9 時 00 分～17 時 00 分です。

## <補償内容>

1. 当社は、ゲストが駐車場を利用している間、観光体験をしている間について個人賠償責任保険を付保するものとし、ホストが当社に掲載を依頼する駐車場について施設所有（管理）者賠償責任保険を付保するものとします。

### （1）個人賠償責任保険

1 事故につき 1 億円を限度として、駐車場の利用中、観光体験中にゲストが他人に身体障害や財物損壊を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。

※支払限度額を超える損害につきましては、ゲスト負担となります。

※被害者との示談代行サービスが付帯されています。

※自動車の所有、使用または管理に起因する損害については保険金をお支払いしません。

### （2）施設所有（管理）者賠償責任保険

身体障害・財物損壊共通で 1 事故につき 1 億円を限度として、駐車場の所有、使用または管理に起因して他人に身体障害や財物損壊を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。

※ホストの所有する駐車場での事故のみが補償の対象となります。

※支払限度額を超える損害につきましては、利用者負担となります。

※被害者との示談代行サービスは付帯されていません。

※自動車の所有、使用または管理に起因する損害については保険金をお支払いしません。

2. 事故が起きた場合は警察及び弊社へ届出てください。
3. 保険金が支払われない主な場合につきましては次ページ以降の **保険金が支払われない主な場合** をご参照ください。
4. **<補償内容>** は、補償内容の概要をご案内したものです。保険金請求手続きにつきましては **<万一、事故が起こった場合>** をご参照ください。
5. その他、各種損害保険に関するご照会につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先（取扱代理店）：三井物産インシュアランス株式会社 個人職域営業部

電話番号 03-6628-4236

三井物産インシュアランス株式会社の営業時間は平日 9 時 00 分～17 時 30 分です。

## 保険金が支払われない主な場合

### (1) 個人賠償責任保険

- ① 保険契約者<sup>(注1)</sup> または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人<sup>(注2)</sup> が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動<sup>(注3)</sup> または騒擾(じょう)、労働争議に起因する損害賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- ⑧ 液体、気体<sup>(注4)</sup> もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ<sup>(注5)</sup> の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- ⑩ 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ⑪ 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産<sup>(注6)</sup> の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑬ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑭ 被保険者のまたは被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- ⑮ 航空機、船舶・車両<sup>(注7)</sup> または銃器<sup>(注8)</sup> の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑯ 保険契約者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

#### (注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

#### (注2) 使用人

被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。

#### (注3) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

#### (注4) 気体

煙、蒸気、じんあい等を含みます。

#### (注5) ラジオ・アイソトープ

ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

#### (注6) 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産

住宅の一部が専ら被保険者の業務の用に供される場合は、その部分を含みます。

#### (注7) 船舶・車両

原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注8) 銃器

空気銃を除きます。

## **(2) 施設所有（管理）者賠償責任保険**

- ① 保険契約者または被保険者<sup>(注1)</sup>の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が、所有、使用または管理する財物を滅失、破損もしくは汚損した場合、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動<sup>(注2)</sup>または騒擾じょう、労働争議に起因する損害賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- ⑧ 液体、気体<sup>(注3)</sup>もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ<sup>(注4)</sup>の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- ⑩ 石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（以下「石綿等」といいます。）の人体への摂取もしくは吸引
- ⑪ 石綿等への曝露による疾病
- ⑫ 石綿等の飛散または拡散
- ⑬ 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- ⑭ 次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害
  - ア. 航空機
  - イ. パラグライダー、ハングライダー、パラセーリング、熱気球
  - ウ. 昇降機<sup>(注5)</sup>
  - エ. 自動車（原動機付自転車を含みます。ただし、販売等を目的として展示されている<sup>(注6)</sup>場合を除きます。）
  - オ. 施設外における船舶または車両<sup>(注7)</sup>
- ⑮ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用器具もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくはいっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいっ出による財物の損害
- ⑯ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害
- ⑰ 仕事の完成<sup>(注8)</sup>または放棄の後に仕事の結果に起因する損害
- ⑱ 当社は、被保険者が行うL Pガス販売業務の遂行<sup>(注9)</sup>に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ⑲ この保険契約においてL Pガス販売業務とは、L Pガスの供給およびこれに伴うL Pガスの製造、貯蔵、充てん、移動などの業務をいい、器具<sup>(注10)</sup>の販売、貸与ならびに配管、器具<sup>(注10)</sup>の取付け・取替え、器具<sup>(注10)</sup>・導管の点検・修理などの作業を含みます。
- ⑳ 当社は、石油物質が保険証券記載の施設から公共水域<sup>(注11)</sup>へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ア. 水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任
  - イ. 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任

- ②① 当社は、石油物質が保険証券記載の施設から流出し、公共水域<sup>(注1 1)</sup>の水を汚染しまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず保険金を支払いません。
- ②② この保険契約において石油物質とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
- ア. 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類
  - イ. ア. の石油類より誘導される化成品類
  - ウ. ア. またはイ. のいずれかに該当する物質を含む混合物、廃棄物および残さ
- ②③ 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
- ②④ はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- ②⑤ ②③または②④に規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- ②⑥ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為<sup>(注1 2)</sup>に起因する賠償責任
- ②⑦ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ②⑧ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ②⑨ 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ②⑩ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

(注1) 保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 気体

煙、蒸気、じんあい等を含みます。

(注4) ラジオ・アイソトープ

ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

(注5) 昇降機

財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。

(注6) 販売等を目的として展示されている

走行している間を除きます。

(注7) 船舶または車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注 8) 仕事の完成

仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

(注 9) L P ガス販売業務の遂行

L P ガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。

(注 10) 器具

L P ガス容器その他のガス器具をいいます。

(注 11) 公共水域

海、河川、湖沼および運河をいいます。

(注 12) 犯罪行為

過失犯を除きます。